

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 教育総務部教育施設課

番号 1

許認可等の内容		行政財産の使用許可
根拠法令及び条項		地方自治法第238条の4第7項
審査基準	関係条項	茅ヶ崎市市有財産規則第16条
	基準 (未設定の場合はその理由)	茅ヶ崎市市有財産規則第16条第4号に該当する基準は、別添の「茅ヶ崎市立小中学校の敷地内における通勤用自動車の駐車に関する要領」及び「茅ヶ崎市立小中学校の敷地内における通勤用自動車の駐車に関する要領取扱細目」による。
	参考事項	
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成26年4月1日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数30日（休日は含まない。）
	設定等年月日	平成9年10月1日設定（平成15年10月1日最終変更）